

和田小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

佐倉市立和田小学校

『 目 次 』

1. はじめに	2
2. いじめの定義	2
3. いじめの態様	2
4. 学校いじめ対策の組織	4
5. いじめを起こさせないための未然防止策	5
6. いじめを発見したときの早期対応策	7
7. 重大事態への対処	9
8. 年間計画	10
9. その他	11
月末アンケート（1～3年生）	12
月末アンケート（4～6年生）	13
10. いじめ対応フロー図	14

1. はじめに

いじめについての調査資料（国立教育政策研究所発行）によると、いじめは、一部の特定の児童だけが巻き込まれるわけではなく、ほとんどの児童が被害者にも加害者にもなっている。即ち、どの子に起こっても不思議ではなく、誰にでも起こり得る問題である。いじめ防止等の対策としては、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるようになることである。

「いじめ防止対策推進法」の第1条では、いじめは『いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるもの』と位置付けられている。いじめ問題への対応は学校における最重要課題であり、学校が一丸となって組織的に対応する必要がある。教職員が一人で抱え込むものではない。いじめから一人でも多くの児童を救うためには、子どもを取り巻く大人が、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る。」との認識をもち、『いじめは絶対に許されない。』『いじめは卑怯な行為である。』と意識することが大切である。

和田小学校では、「いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する」を念頭に、いじめ防止対策推進法を遵守していく。そして、心豊かで安心・安全な社会をつくるために、学校・保護者・地域が連携し合い、それぞれの役割と責任を自覚し、問題意識をもっていじめに対峙し、いじめのない学校づくりに邁進する所存である。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。　いじめ防止対策推進法（第2条）より

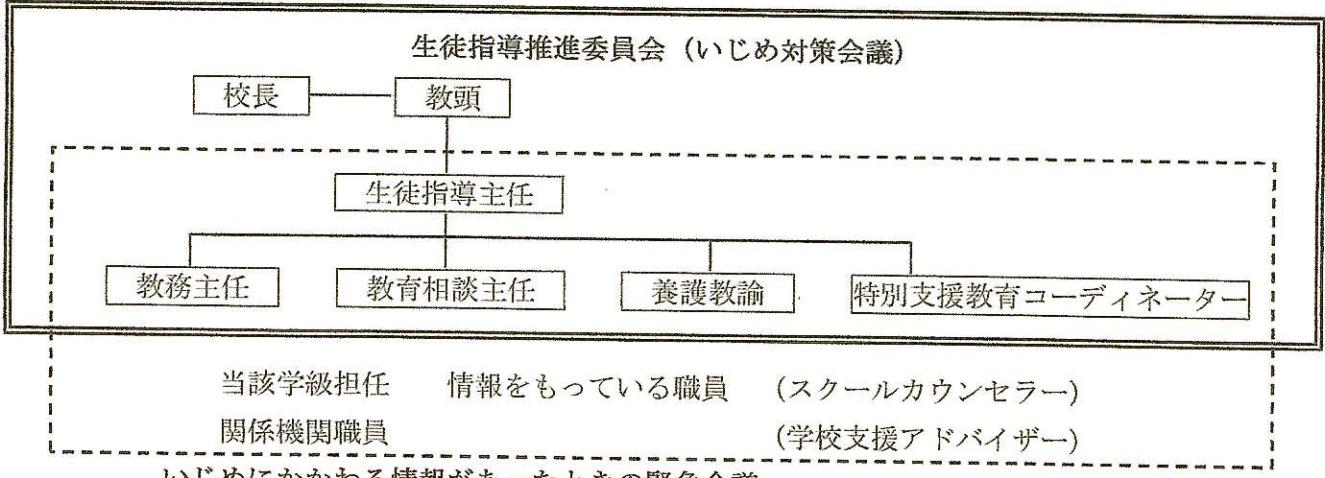
3. いじめの態様

いじめは、「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わぬいじめ」がある。「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然かつ適切な対応がとれなかつたことが問題になる。また、「暴力を伴わぬいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすい。よくあるトラブルがこじれて深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童がやり返す場合がある。目に見えにくいだけでなく、その事象のみを指導しても解決しないことがある。

いじめについて具体的には、以下のような態様が挙げられる。

- 殴る・ぶつかる・蹴る・ふざけるふりをして叩く・こづく …… 暴行・傷害
- お節介・親切の押しつけ・恥ずかしいことを無理にする …… 強要
- お金や物をとる・隠す・壊す …… 恐喝・窃盗・器物損壊
- 陰口・からかい・冷やかし・言葉での脅し …… 侮辱・名誉毀損・脅迫
- ブログ、HP掲示版、LINE等のネット上での誹謗中傷や画像、個人情報を無断で掲載する …… 名誉毀損・侮辱
- 心理的な仲間はずれ・無視

4. 学校いじめ対策の組織



（1）生徒指導推進委員会（いじめ対策会議）

○メンバー

校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、養護教諭、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター

○内 容

- ・「学校いじめ防止基本方針」を取り組む上での中心組織として、前・後期に1回程度開催する。
- ・重点事項の確認や取り組みが組織的に運営されているかのチェック、見直しは月に1回の職員会議又は毎週の研修時間などを通して隨時職員全体で確認する。
- ・いじめの相談及び通報窓口として活動する。

（2）生徒指導委員会

○メンバー

和田小学校の全職員、学校支援アドバイザー、スクールカウンセラー

○内 容

- ・打ち合わせの時間を使い、1週間に1回開催する。
- ・些細なことでも、児童の行動や言動で気になったこと等をメモし、生徒指導主任に報告する。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録をし、全職員で共通理解を図る。
- ・いじめの相談窓口として活動する。
- ・学校支援アドバイザーの活用。（毎月1回以上）

（3）いじめにかかわる情報があったときの緊急会議

○メンバー

生徒指導推進委員会メンバー及び当該学級担任、情報をもっている職員
(スクールカウンセラー、学校支援アドバイザー)

○内 容

- ・いじめやいじめの疑いのある情報があった場合に招集する。
- ・情報の収集と記録をして、情報の共有を図る。

- ・具体的な対応策を話し合う。
- ・緊急会議の内容については、全職員にも知らせ情報を共有する。

5. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめを起こさせないための未然防止策の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しく主体的な態度で授業や行事に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。そのためにはまず、「居場所づくり」「絆づくり」をキーワードに児童に自己存在感や自己有用感をもたせ、児童間及び児童・教師間において、お互いを認め合い相談できる関係、即ち共感的人間関係を作り、安心・安全な風土を築き上げることが必要である。さらに、児童が学校生活を送る中で授業時間の占める割合が多いことから、教師がわかる授業づくりを進めることである。すべての児童が授業に主体的に参加でき、自らの意見を述べたり、考えたりできる自己決定の場がある授業を推進していけば、学力向上の面だけでなくいじめのほか、その他の生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。

(1) 授業について

○生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践をめざし、主体的な学習態度を養う。

- ・教科の観点だけでなく、生徒指導の観点からも参考にする。

- ・時間になったら着席する習慣
- ・授業中の正しい姿勢の徹底
- ・話の聞き方、発表の仕方 等

- ・教師と児童の共感的人間関係をつくる。

- ・間違えたり、失敗したりしても笑われない学級づくり。
- ・教師の接し方（不適切な言動、差別的な態度、体罰等の厳禁）
- ・問題を抱えていたり、悩んだりしている児童の相談にのる。
- ・対人関係のトラブルが起きないよう、教科等で体験的な学びの機会を増やす。

- ・授業の場で、児童の安心・安全な居場所をつくる。

自分も認めてもらっている、大切にされているという思い（自己存在感・自己有用感）を獲得するために全ての児童が参加できる授業・子ども達の創意工夫が生かされ、自己決定の場がある授業を展開していく。

- ・グループ活動の推進をする。

子ども達同士の教え合いや認め合いの中から、共に学び合うことの意義、大切さに気付かせる。また、話し合い活動の中で自己決定したり、自己決定の内容が変容したりするように工夫する。

- ・個別指導の充実

自分なりの考えをもって授業に臨めるように、一人ひとりに合った課題を用意する。

また、発問や課題に対して個人思考ができる時間を確保する。

○授業を担当する教師は、授業研修や公開授業等を年に1回以上位置づけ、お互いの授業を参観し合う機会を設ける。

(2) 道徳教育の充実

いじめ問題は、未発達な考え方や他者を思いやる心、人権意識の欠如から発生するものである。児童が「やさしさ」や「思いやり」等にふれられる教材や資料に出会い、心をゆさぶられ、自分自身の生活や行動を省みることは、いじめ防止につながる。

○いじめの題材を取り上げることを指導計画に位置づけ、子ども達のいじめへの認識やいじめを許さない心情を深める授業に取り組む。

○人権週間に思いやりや生命、人権を大切にする人権教室を全校に行い、人権意識の高揚を図る。

- ・人権を守るための全校で標語づくりに取り組む。

- ・差別をテーマとした内容の全校集会、特別活動、道徳、社会科等での授業実践を行う。

○「いじめ防止子供サミット」報告会で、「いじめ」について考える。

- ・いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えない。

- ・相談や通報は適切な行為であり、傍観は卑怯な行為であると理解する。

- ・いじめを防止できるような活動に取り組む。

ロールプレイングやグループエンカウンターなどの手法を用いた人間関係づくりを重視し、正義感や倫理観、思いやりなど心の教育の充実に心がける。

(3) 体験学習の充実（総合的な学習の時間、特別活動等）

児童が自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、感動する心や共感する心に自分自身で気付き、発見して体得していく。

○達成感や充実感、感動を味わえる体験活動を実施する。

- ・「いじめは許されない」という知識や情報としての認識ではなく、年齢に見合った社会性を育むために社会体験、交流体験の場や機会の提供を意識する。
- ・総合的な学習の時間を活用し、共同的な学びができるようにする。

個人ではできないことも、グループで学習したり、地域の方、専門家など校外の方々と交流したりすることで、集団でできる達成感を味わう。また、自己の生き方について考える一助となる。

- ・異学年間の交流を意識的に計画する。

- ex
- ・人と関わることの喜びや大切さに気づく活動
 - ・お互いに関わり合いながら絆づくりが進められる活動
 - ・他者の役に立っているなど、自己有用感を獲得できる活動

- | | |
|-------------|-----------|
| ・自然の中での宿泊体験 | ・職場体験 |
| ・異学年合同学習 | ・伝統文化芸術体験 |
| ・異学年合同校外学習 | ・キャリア教育 |

(4) 相談体制の整備

○教育相談期間はもとより、日ごろから児童の様子の変化や悩みに早く気づく体制を整える。

- ・休み時間、給食時、日記等から児童の様子を細かに見られるようにする。
- ・学級内だけでなく、他学年の友達や担任以外の教師との関わりを大切にする
- ・相談箱を設置し、児童が悩みを話せる場を確保する。
- ・市内のスクールカウンセラーを活用する。

○児童一人ひとりと話をする教育相談を年に2回行う。

- ・7月、11月に行う。

(5) 定期的なアンケートの実施

○いじめアンケートに学校全体で取り組む。

- ・原則月末に行う。
- ・結果の集計や分析は、学級担任全員で取り組む。
- ・アンケートのほか、日ごろから児童の表情、言葉づかい、声の調子等も参考にしながら分析する。
- ・アンケート結果は、生徒指導主任に提出後、管理職へ報告をする。

(6) 児童を中心とした取り組み

児童自らが主体的に取り組む活動を通して、「絆」を感じ取り、深めていくことをめざす。下記のような活動を取り組んでいくことで、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己存在感」や「自己有用感」を感じ取れるようになると考える。

○日々の生活や行事などで明確な目標をもって取り組めるよう、自己決定の場を設ける。

○係活動や委員会活動など、自分の良さや得意なことを生かして協力しながら活動できるようにする。また、お互いの考えを尊重し、様々な活動に進んで取り組めるようにする。

○児童同士の関わり合いや思いやり、リーダー性の育成のため、縦割り活動の充実を図る。

- ・1年生を迎える会の企画・運営
- ・清掃活動における手順の指導
- ・6年生を送る会の企画・運営
- ・縦割り（仲よし）グループ活動の企画・運営

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○情報機器のもつ危険性を周知し、問題解決にあたる。

- ・道徳等を通して、情報モラル教育を行う。
- ・長期休み前等に定期的に情報モラル啓発リーフレットを配付し、いじめの未然防止を図る。
- ・保護者と連携しながら、指導にあたる。
- ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談する。

(8) 保護者への啓発活動

○年度当初より、いじめ問題に対する学校の基本的な考え方や対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行う。

- ・学校便りや学年便りを通しての啓発活動を行う。
- ・PTA各種会議やPTA総会、保護者会、教育ミニ集会等を通しての啓発を行い、意見交換する場を設ける。
- ・普段の様子や月末アンケート等を通して、いじめ等気になることがあった時には、すぐに家庭と連絡をとり、情報を共有することができる場を設ける。
- ・佐倉市いじめ防止基本方針、和田小学校いじめ防止基本方針をHPへ掲載する。

(9) 感染症について

- 感染症に対しての差別や偏見の意識を児童にもたせないよう、教職員は感染症に対して常に新しい情報をもち、適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を心がける。
 - ・アンケート調査等により悩みを抱える児童の早期発見に努める。
 - ・学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談を実施する。
 - ・児童や保護者が感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合に相談できる学校体制をつくる。

6. いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することが重要である。すべての人が連携し、児童の小さな変化に気付くことが早期発見につながる。些細な兆候であっても早い段階で的確に関わりをもち、積極的にいじめを認知していく。

(1) 事実の確認

- いじめの情報に敏感に対応する。
 - ・日ごろから、児童の行動を注意深く見守る。
 - ・いじめの兆候となるチェックポイントを明確にする。
 - 休み時間や放課後の様子　顔色や表情の変化
 - 学習意欲の低下、急に成績が落ちる
 - 学用品の紛失や破壊　等
 - ・児童のつぶやきや日記、作文等から気になることを発見する。
 - ・アンケートを定期的に実施する。実施後は、速やかに内容の確認とダブルチェックを行う。
 - ・児童や保護者からの情報を大切にする。
 - ・他の教職員からの情報を共有する。
 - ・発見者 → 担任 → 生徒指導主任（全職員） → 教頭 → 校長
- 事実の確認を正確に行う。
 - ・いじめの情報を確認したら、緊急会議を開き複数の職員で組織的に対応する。
 - ・被害児童、加害児童、傍観児童等関わりのある児童や全ての教職員からの情報提供を得て事実関係を把握する。
 - ・具体的な情報を詳しく整理して記録する。（児童別及び時系列）
 - ・話の内容の全てが矛盾なく明らかになった時点で聴取を完了する。
 - ・確認したことをもとに事実を確定し、教職員間で情報を共有する。
- 指導方針を決定する。
 - ・いじめ対策会議を招集する。
 - ・いじめの状況、家庭の状況等を考慮し、生徒指導推進委員会を中心に指導方針を迅速に検討する。※指導のねらいを明確にする。
 - ・いじめられた児童を徹底して守るための対策を検討する。
(登下校・休み時間・学習時間・給食・清掃時間・放課後)
 - ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共有の認識をもって指導にあたる。

(2) いじめを受けた児童、保護者への支援

○事実関係を確実に伝える。

- ・すばやく家庭訪問をして、事実確認で把握した状況をていねいに説明する。

謝罪と事実報告

言い分や要望をうかがう 等

- ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼する。

- ・状況に応じて、専門機関などで専門性を活用して指導にあたる。

○当該児童を守りとおす姿勢で問題の解決にあたる。

- ・「いじめを絶対に許さない」「最後まで最善を尽くす」という姿勢をはっきりと示し、できる限り不安を除去する。

- ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、当該児童の安全を確保する。

- ・当該児童にとって信頼できる人（親しい友達や教職員、家族、地域の人）と連携し、いつでも相談でき、本人に寄り添い支える体制をつくる。

- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導することも考慮する。

(3) いじめを行った児童への指導

○行った行為については、毅然とした指導をする。

- ・行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させる。

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ・児童間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後のよい人間関係の構築につながる支援をする。

- ・自分の行為を省みなかつたり、繰り返し行つたりする場合は、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

○いじめを行った背景について、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせる。

- ・状況に応じて、専門機関など専門性を活用して指導にあたる。

- ・被害児童の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。

- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進める。

- ・いじめに至った心情やグループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

(4) いじめを行った児童の保護者への助言

○事実関係を確実に説明し、問題解決に向けて、協力をお願いする。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡し、加害児童同席で説明する。

- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を行う。

○良い面を伸ばし、自己肯定感がもてるよう支援していく。

- ・いじめた児童が抱える問題やいじめの背景にも目を向け、児童の安心・安全健全な人格の発達に配慮する。

- ・自分の課題とすべき点について考えさせるとともに、良い点についても目を向けさせ、それを認め伸ばすための支援を行う。

○問題に向き合えない場合は、毅然とした態度で接する。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとることを伝える。

(5) 繼続的な見守り、指導、助言活動

○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続する。

- ・被害者、加害者とも保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援する。
- ・被害者児童には、教職員が毎日声をかけ、小さな変化も見逃さない配慮を継続する。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたる。

- ・児童の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報する。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡する。

7. 重大事態への対処

重大事態とは、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」があることや「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があることである。以下の事態を想定している。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を被った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより一定期間連續して欠席している場合

重大事態の疑いがあると認める場合、これを「重大事態」として教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する。

(1) 事実関係を明確にするための調査

- ・調査は、「いじめに関わる情報があったときの緊急会議」のメンバーで行う。
- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係」「学校や教職員がどのように対応したか」など、客観的な事実関係を可能な限り明確に速やかにする。
- ・いじめられた児童やいじめの情報を提供した児童を守ることを最優先とする。
- ・発見者 → 担任 → 生徒指導主任（全職員） → 教頭 → 校長 → 教育委員会

(2) 調査に関わるいじめを受けた児童、保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明する。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は、行わない。

8. 年間計画

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・授業参観 ・1年生を迎える会 (フレンドリータイム) ・委員会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導推進委員会 ・校内情報交換及びいじめに関する共通理解 (職員研修) ・保護者への「いじめ防止基本方針」の周知 ・SOSの出し方教育 ・縦割り活動等を通した人間関係づくり ・アンケートの実施（月末）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・フレンドリータイム ・運動会 ・全校美化活動 ・委員会活動 ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割り活動等を通した人間関係づくり ・アンケートの実施（月末）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・フレンドリータイム ・委員会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割り活動等を通した人間関係づくり ・アンケートの実施（月末）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・4、5年生宿泊学習 ・教育相談 ・フレンドリータイム ・個人面談 ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・4、5年生宿泊学習を通した人間関係づくり ・定期教育相談 ・縦割り活動等を通した人間関係づくり ・アンケートの実施（月末）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会 ・「いじめ防止子供サミット」への参加
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止子供サミット」の報告会。 ・フレンドリータイム ・委員会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割り活動等を通した人間関係づくり ・アンケートの実施（月末）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生修学旅行 ・フレンドリータイム ・全校美化活動 ・委員会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生修学旅行を通した人間関係づくり ・縦割り活動等を通した人間関係づくり ・アンケートの実施（月末）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・1、2年生校外学習 ・3、4年生校外学習 ・授業参観・教育相談 ・フレンドリータイム ・学校公開 ・クラブ活動 ・委員会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・1、2年生校外学習を通した人間関係づくり ・3、4年生校外学習を通した人間関係づくり ・定期教育相談 ・縦割り活動等を通した人間関係づくり ・アンケートの実施（月末）

12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間 ・フレンドリータイム ・5、6年生校外学習 ・個人面談 ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権について啓蒙（人権教室） ・縦割り活動等を通した人間関係づくり ・5、6年生校外学習をとおした人間関係づくり ・アンケートの実施（月末）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・フレンドリータイム ・委員会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割り活動等を通した人間関係づくり ・アンケートの実施（月末）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 (フレンドリータイム) ・授業参観 ・保護者会 ・クラブ活動 ・委員会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割り活動等を通した人間関係づくり ・アンケートの実施（月末）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会活動 ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割り活動等を通した人間関係づくり ・生徒指導推進委員会（評価） ・アンケートの実施（月末）

9. その他

- ・年度末にいじめ問題取り組みについての評価を行う。
- ・この「学校基本方針」は、年度の反省をいかし、見直し改善していくこととする。

月末アンケート（1～3年用）

年名前

○いま、あなたはの学校の生活をどのようにおもっていますか。あてはまるものを1～4の中から1つずつえらび、そのばんごうに○をつけて下さい。

		あてはまる	どちらかといえればあてはまる	どちらかといえれば、あてはまらない。	あてはまらない。
ア	学校がたのしい。	1	2	3	4
イ	ともだちとはなしたり、あそんだりするのはたのしい。	1	2	3	4
ウ	がくしゅう中にはっぴょうしている。	1	2	3	4
エ	べんきょうがよくわかる。	1	2	3	4

○今月、この学校のだれか（ともだち）にされたり、したりしましたか。あてはまるものを1～4の中から1つずつえらび、そのばんごうに○をつけて下さい。

		なかつた	1～2かい あつた	3～4かい あつた	まいにち あつた。
オ	たたかれたり、けられたり、おされたりした	1	2	3	4
カ	いじわるをされたり、いやなことをいわれたりした。	1	2	3	4
キ	たたいたり、けったり、おしたりした。	1	2	3	4
ク	いじわるをしたり、いやなことをいったりした。	1	2	3	4
ケ	ともだちがいじわるをされているのを見たことがある。	1	2	3	4

○今月のお家のことについて、あてはまるものを選び、その言葉に○をつけて下さい。

コ	まいあさ、あさごはんをたべている。	まいにち	ほぼ まいにち	たまに たべない	たべない
サ	おうちでこまっていることがある。	ない	あまりない	少しある	ある
シ	こまったくにそだんする人がいる。	いる(だれ:)			いない

月末アンケート（4～6年用）

年　名前

○現在の学校生活について、あなたはどのように感じていますか。当てはまるものを1～4の中から1つずつ選び、その番号に○をつけて下さい。

		当てはまる	どちらかといえど当てはまる	どちらかといえば、当てはまらない。	当てはまらない。
ア	学校が楽しい。	1	2	3	4
イ	みんなで何かをするのは楽しい。	1	2	3	4
ウ	授業に進んで取り組んでいる。	1	2	3	4
エ	授業がよくわかる。	1	2	3	4

○今月、この学校のだれか（友だち）にされたり、反対にこの学校のだれか（友だち）にしたりしましたか。当てはまるものを1～4の中から1つずつ選び、その番号に○をつけて下さい。

		なかった	1～2回 あった	3～4回 あった	毎日のように あった。
オ	たたかれたり、けられたり、強くおされたりした。	1	2	3	4
カ	暴力ではないが、いじわるをされたり、いやなことをいわれたりした。	1	2	3	4
キ	たたいたり、けったり、強くおしたりした。	1	2	3	4
ク	暴力ではないが、いじわるをしたり、いやなことをいったりした。	1	2	3	4
ケ	いじめを見たり、いじめと思われる場面をみたりしたことがある。	1	2	3	4

○今月のお家のことについて、当てはまるものを選び、その言葉に○をつけて下さい。

コ	毎朝、朝ご飯を食べている。	毎日	ほぼ毎日	たまに食べない	たべない
サ	お家で困っていることがある。	ない	あまりない	少しある	ある
シ	困った時に相談する人がいる。	いる(だれ:)			いない

・フロー図

和田小学校 いじめ対応の流れ

R6. 4. 1

日常の観察・本人からの訴え（アンケート・教育相談）・周囲の児童の訴え・保護者、地域の情報提供等

